

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和3年10月22日

福岡県久留米市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 久留米市は、九州の北部、筑後平野の中央に位置し、東西約 32km、南北約 16km と東西に長い形状をした総面積 229.84k m²の人口約 30 万人を有する福岡県南部最大の都市である。

筑後川の豊かな水と筑後平野の肥沃な大地、温暖な気候に恵まれた自然環境のもと、米・麦・大豆をはじめ、レタス・ホウレンソウ・サラダナ・コマツナ・ミズナ・イチゴ・キュウリ・タマネギ等の野菜類、カキ・ナシ・ブドウ等の果樹類、キク・カーネーション、クルメツツジ等の花き花木類やカンキツ等の苗木類及び畜産等の多彩な農業が展開されている。

このような状況のもと、本市は平成 16 年 3 月に「久留米市食料・農業・農村基本条例」を制定し、農業者の意欲向上はもとより、市民一人ひとりが食料・農業・農村の市民生活に果たしている重要性についての理解を深め、地域で生産される農産物の域内での消費の促進を図ってきている。

また、この条例に掲げる目的や基本理念を実現するため、平成 18 年 10 月に「久留米市食料・農業・農村基本計画」を策定し、これまで適宜における見直しを行いながら、基本的施策を総合的かつ計画的に推進してきたところである。

そのような中において、現在、担い手の減少や高齢化、貿易自由化による市場の開放、更には大規模な自然災害の頻発化など、農業を取り巻く環境は大きく変化しており、農業の現場においては、スマート農業技術の導入による省力化や生産性向上に向けた取組が進むなど、将来に亘り地域農業が持続していくための対応が求められている。

このような農業における現状と課題や環境の変化を踏まえ、第 3 期「久留米市食料・農業・農村基本計画」において「魅力ある農業都市・久留米の発展」を全体目標に掲げ、5 項目の基本的施策を総合的かつ計画的に推進していく。

2 久留米市の農業構造については、第 1 種、第 2 種合わせて兼業農家が約 54%を占め、農家戸数は減少傾向にあり、農業就業人口に占める 65 才以上の割合が 51.3%に達するなど、農業労働力の減少、農業従事者の高齢化が進み、担い手不足は深刻化している。

また、こうした中で、農地の流動化については、兼業農家から規模拡大志向農家へ徐々に進展してきている。今後は、農家の高齢化や集落営農組織の法人化の進展とともに、農地の流動化が進むことが予想される。

一方、中山間地域である田主丸水縄地区においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、一部遊休化した農地が見られ、今後担い手への利用集積や、周辺農地の耕作への影響が懸念される。

3 久留米市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、概ね 5 年ごとにその後 10 年間における農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、久留米市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者 1 人当たり 470 万円程度、一経営体当たり 600 万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者 1 人当たり 2,000 時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 4 久留米市は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、本市及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり150日間以上かつ1,200時間以上）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年目には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の7割程度の農業所得、すなわち一経営体当たりの年間農業所得300万円以上）を目標とする。

- 5 また、将来の久留米市農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という）第4条第4項）その他の措置を総合的に実施する。

まず、久留米市は、久留米市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、福岡県朝倉農林事務所久留米普及指導センター（以下「普及指導センター」という。）、久留米市農業協同組合・にじ農業協同組合・みい農業協同組合・福岡大城農業協同組合・三潴町農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）等の地域の関係機関・団体が十分なる相互の連携の下、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者等に対して、経営改善のための助言を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員等による活動を通して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する中間管理事業をいう。以下同じ。）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

また、地域での話し合いにより農用地の利用集積を進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）、及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた青年等（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、今後認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、農用地利用改善事業の活用を検討する。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を

助長するため、普及指導センターと連携し、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、集落営農組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを持った組織であるため、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域の実態に応じた集落営農組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参画を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他の農家や地域住民にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

また、これらの取組については、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「地域農業の未来の設計図」となる「人・農地プラン」と整合が取られるように推進する。

特に法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度、法第 14 条の 4 の青年等就農計画の認定制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用の集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、久留米市が主体となって、制度の積極的活用を図るものとする。

- 6 久留米市は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、集落営農組織等を対象に、経営状況の把握、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協等を単位とした研修会の開催等を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に久留米市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、久留米市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

農業経営指標の例 1

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + 麦 + 大豆	[経営規模] 自作地 300 借地 1,200 [作付面積] 水稻 900 麦 1,500 大豆 600	[基本装備] 倉庫・納屋 トラクター 田植機 コンバイン ブロードキャスタ カルチベータ 軽トラック トラック 播種機 水稻播種機 弾丸暗渠 乗用管理機 畦塗り機 [技術水準等] ○全量JA出荷 ○水稻、麦類の乾燥調整はカントリー利用 ○大豆収穫を生産組織に委託、調整はJA委託 ○水稻の病害虫防除は無人ヘリ委託 ○麦類・大豆の病害虫防除および除草は乗用管理機により実施	○パソコン簿記による経営管理 ○簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族労働力 1.5人 雇用 0時間

農業経営指標の例 2

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
米 + 麦 + 大豆 (組織)	[経営規模] 自作地 0 借地 3,000 [作付面積] 米 1,800 麦 3,000 大豆 1,200	[基本装備] 倉庫・納屋 トラクター 田植機 汎用コンバイン 軽トラック トラック 乗用管理機 [技術水準等] ○全量JA出荷 ○水稻・麦の乾燥調整はカントリー利用 ○大豆の乾燥調整はJA委託 ○水稻の病害虫防除は無人ヘリ委託 ○麦類・大豆の病害虫防除および除草は、乗用管理機により実施	○集落の農用地利用改善団体と契約する特定農業法人 ○複式簿記を行い、定期的に税理士の指導を受ける ○構成員への配当は、地代と畦畔等の作業料	構成員 30人 主たる従事者 3人

農業経営指標の例 3

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
イチゴ + 水稲 + 麦	[経営規模] 自作地 150 借地 [作付面積] イチゴ 30 水稲 90 麦 100	[基本装備] 倉庫・納屋 パイプハウス 予冷库 暖房機 電照施設 トラクター [技術水準等] ○イチゴは株冷等を活用し、作型を分散する ○水稲の主要作業は組織へ委託し、乾燥・調整はカントリーへ委託	○農作業日誌による生産・販売管理と分析 ○簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族労働力 3人 雇用 140時間 作業が集中する時期には、臨時雇用を活用

農業経営指標の例 4

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + トマト	[経営規模] 自作地 140 借地 [作付面積] 水稲 95 トマト 40	[基本装備] 鉄骨補強型パイプハウス パイプハウス 灌水施設 暖房機 二重カーテン 倉庫・納屋 トラクター カルチベーター 動力噴霧機 軽トラック [技術水準等] ○土づくりと接ぎ木栽培により連作障害を回避 ○苗の購入により育苗の省力化 ○マルハナバチの導入によりホルモン処理を省力化 ○トマトは農協部会による共選共販 ○水稲の主要作業は組織へ委託し、乾燥・調整はカントリーへ委託	○農作業日誌による販売・生産管理 ○複式簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族労働力 2.5人 雇用 561時間

農業経営指標の例 5

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + キュウリ	[経営規模] 自作地 300 借地 [作付面積] 米 250 キュウリ 40	[基本装備] 倉庫・納屋 鉄骨補強型パイプハウス 暖房機 トラック 軽トラック トラクター ポンプ 自動防除機 管理機 [技術水準等] ○キュウリは共同選果、共同販売 ○苗の購入により育苗の省力化 ○害虫防止対策として、ハウスサイド等の開口部に防虫ネットを設置 ○水稻の主要作業は組織へ委託し、乾燥・調整はカントリーへ委託	○農作業日誌による販売・生産管理 ○簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族労働力 3人 雇用 1,580時間

農業経営指標の例 6

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + ダイコン + カブ	[経営規模] 自作地 200 借地 150 [作付面積] 水稻 200 ダイコン 200 カブ 150	[基本装備] 倉庫・納屋 トラクター トラック 軽トラック 運搬車 深耕ロータリ 播種機 ひげ取り機 ダイコン洗浄機 カブ洗浄機 動力噴霧機 コンベアー サブソイラー ライムソフ [技術水準等] ○調整作業は個人毎に行い、共同出荷販売 ○堆肥投入による土作りを徹底	○農作業日誌による生産・販売管理と分析 ○簿記記帳により家計と経営の分離を図る ○計画的な機械更新	家族労働力 4人 雇用 1,280時間 機械利用を行い、作業労力の軽減を図る

農業経営指標の例 7

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + 麦 + ホウレンソウ	[経営規模] 自作地 250 借地 100 [作付面積] 米 200 麦 200 ホウレンソウ 150	[基本装備] 倉庫・納屋 トラクター 管理機 動力噴霧器 軽トラック [技術水準等] ○ 個別選別共同出荷 ○ 排水対策を徹底する ○ 水稻の主要作業は組織へ委託し、乾燥・調整はカントリーへ委託	○ 農作業日誌による生産・販売管理と分析 ○ 簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族労働力 2.5人 雇用 時間

農業経営指標の例 8

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + リーフレタス	[経営規模] 自作地 200 借地 100 [作付面積] 水稻 120 リーフレタス 300	[基本装備] 倉庫・納屋 パイプハウス 予冷库 トラクター 管理機 トラック 動力噴霧機 ポンプ [技術水準等] ○ 農協部会による共同販売 ○ 計画的作付けと品種の組み合わせにより、安定出荷を実施 ○ 11月下旬～3月はトンネル栽培 ○ 水稻の主要作業は組織へ委託し、乾燥・調整はカントリーへ委託	○ 農作業日誌による生産・販売管理と分析 ○ 簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族労働力 3人 雇用 時間

農業経営指標の例 9

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + サラダナ	[経営規模] 自作地 150 借地 [作付面積] 水稲 100 サラダナ 40	[基本装備] 倉庫・納屋 鉄骨ハウス 灌水施設 パイプハウス トラクター ポンプ 管理機 マルチャー 動力噴霧機 予冷庫 軽トラック 土壌消毒機 野菜包装機 [技術水準等] ○ハウスを利用した周年栽培で、定植～収穫を年6回程度繰り返す ○予冷庫を設置し鮮度保持を図る ○土壌病害虫対策として年3回程度土壌消毒を行う ○農協部会による、共同販売 ○水稲の主要作業は組織へ委託し、乾燥・調整はカントリーへ委託	○パソコン簿記による経営管理 ○簿記記帳により家計と経営の分離を図る ○農作業日誌による生産・販売管理と分析	家族労働力 3人 雇用 200時間

農業経営指標の例 10

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + ネギ(施設)	[経営規模] 自作地 150 借地 [作付面積] 水稲 100 ネギ 50	[基本装備] 倉庫・納屋 パイプハウス 灌水施設 予冷庫 トラクター 軽トラック 播種機 動力噴霧器 [技術水準等] ○雨よけハウスによる周年生産 ○各ハウスに頭上灌水施設を設置 ○周年安定出荷が出来るように、播種は細かく分割して行う ○農協部会による、共同販売 ○夏季は予冷庫を利用して、品質保持に努める ○水稲の主要作業は組織へ委託し、乾燥・調整はカントリーへ委託	○パソコン簿記による経営管理 ○簿記記帳により家計と経営の分離を図る ○農作業日誌による生産・販売管理と分析	家族労働力 3人 雇用 950時間 調整作業は雇用労力を活用する

農業経営指標の例 11

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + ニラ	[経営規模] 自作地 200 借地 [作付面積] 水稲 100 ニラ 70	[基本装備] 倉庫・納屋 パイプハウス 予冷库 灌水施設 トラクター 軽トラック トラック 動力噴霧機 移植機 数戸で共同利用 管理機 [技術水準等] ○ 全自動の移植機を利用し、定植作業の省力化を図る ○ 11月～4月まで、内張カーテンによる2重被覆で保温栽培を行う ○ 冬ニラと夏ニラの2作型で、周年生産を行う ○ 品質保持のため、収穫～出荷までの間は個人の保冷库で品質を保持する ○ 個別調整、一部共同包装し、共同販売 ○ 水稲の主要作業は組織へ委託し、乾燥・調整はカントリーへ委託	○ 農作業日誌による生産・販売管理と分析 ○ 簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族労働力 3人 雇用 6,100時間 調整作業に労力が集中するため、雇用を活用し労力を補う

農業経営指標の例 12

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + ミズナ	[経営規模] 自作地 150 借地 [作付面積] 水稲 100 ミズナ 50	[基本装備] 倉庫・納屋 パイプハウス 灌水施設 軽トラック 予冷库 トラクター 動力噴霧機 播種機 管理機 [技術水準等] ○ ビニルハウスの周年栽培で、年7回の作付け ○ ハウスサイドには防虫ネットを張り、ヨトウムシ等の侵入を防ぐ ○ 夏季は予冷を行い、品質保持に努める ○ 農協部会による個別選果・共同販売 ○ 水稲の主要作業は組織へ委託し、乾燥・調整はカントリーへ委託	○ パソコン簿記による経営管理・分析 ○ 簿記記帳により家計と経営の分離を図る ○ 農作業日誌による生産・販売管理と分析	家族労働力 3人 雇用 650時間 収穫・調整作業に労力が集中するため、雇用労力を活用する

農業経営指標の例 13

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + コマツナ	[経営規模] 自作地 150 借地 [作付面積] 水稲 100 コマツナ 50	[基本装備] 倉庫・納屋 パイプハウス 灌水施設 軽トラック 予冷库 トラクター 動力噴霧機 播種機 [技術水準等] ○ビニルハウスの周年栽培で、年7回の作付け ○夏季は予冷を行い、品質保持に努める ○個別選別、共同販売 ○水稲の主要作業は組織へ委託し、乾燥・調整はカントリーへ委託	○パソコン簿記による経営管理 ○簿記記帳により家計と経営の分離を図る ○農作業日誌による生産・販売管理と分析	家族労働力 3人 雇用 650時間 収穫・調整作業に労働力が集中するため、雇用労力を活用する

農業経営指標の例 14

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + シュンギク	[経営規模] 自作地 150 借地 [作付面積] 水稲 100 シュンギク 40	[基本装備] 倉庫・納屋 パイプハウス 灌水施設 予冷库 トラクター ポンプ 動力噴霧機 [技術水準等] ○ハウスを利用した周年栽培で、定植～収穫を年6回程度繰り返す。 ○予冷库を利用し、鮮度保持に努める ○個別選別、農協部会による共同販売 ○水稲の主要作業は組織へ委託し、乾燥・調整はカントリーへ委託	○農作業日誌による生産・販売管理と分析 ○簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族労働力 2.5人 雇用 時間

農業経営指標の例 15

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + 麦 + アスパラガス (2年目以降)	[経営規模] 自作地 330 借地 [作付面積] 水稻 250 麦 300 アスパラガス 30	[基本装備] 倉庫・納屋 トラクター 田植機 コンバイン ブロードキャスト カルチベータ 軽トラック トラック 播種機 乗用管理機 予冷庫 パイプハウス 管理機 [技術水準等] ○ 同一株から8年～10年収穫する ○ 収穫は2月～10月まで行う ○ 低温期には保温のため2重被覆を行う ○ アスパラガスは農協部会で共同選別、共同販売を行う ○ 収穫盛期には、雇用労力を活用する ○ 水稻・麦の乾燥・調整はカントリーへ委託	○ 農作業日誌による生産・販売管理と分析 ○ 簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族労働力 2人 雇用 406時間 収穫盛期には、雇用労力を活用する

農業経営指標の例 16

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
パセリ	[経営規模] 自作地 100 借地 [作付面積] パセリ 70	[基本装備] 倉庫・納屋 パイプハウス 鉄骨ハウス 灌水施設 予冷庫 トラクター 動力噴霧機 軽トラック ワゴン トラック [技術水準等] ○ 冬春出し作型と夏秋出し作型を組み合わせ、周年出荷を行う ○ 安定生産のため、補強タイプのパイプハウスを用いる ○ 灌水作業の省力化のため灌水施設を設置 ○ 梅雨明けから9月中旬までは、寒冷紗を展張りし、温度上昇を抑制 ○ 予冷庫により鮮度保持を図る ○ 個別選別共同販売	○ 農作業日誌による生産・販売管理と分析 ○ 簿記記帳により家計と経営の分離を図る ○ パソコン簿記による経営管理	家族労働力 3人 雇用 260時間

農業経営指標の例 17

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + キク	[経営規模] 自作地 160 借地 [作付面積] 水稻 120 キク 40	[基本装備] 倉庫・納屋 パイプハウス 二重カーテン 灌水施設 電照施設 予冷库 ポンプ トラクター 軽トラック 選花機 動力噴霧機 管理機 暖房機 [技術水準等] ○ 11月～1月出しの作型は自家育苗して定植し、夏秋ギクは購入苗を直挿しする ○ 11月～1月出しは2度切り栽培 ○ 土壌消毒と土作りを徹底する ○ 個別選花、共同販売 ○ 水稻の主要作業は組織へ委託し、乾燥・調整はカントリーへ委託	○ 農作業日誌による生産・販売管理と分析 ○ 簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族労働力 3人 雇 用 676時間 摘蕾・収穫、調整作業に雇用を活用

農業経営指標の例 18

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
緑化木 (コンテナ栽培) ・アベリア ・トキワマンサワ ・オリーブ ・ブルーベリー ・コニファー類	[経営規模] 自作地 80 借地 [作付面積] 緑化木 80 [・アベリア ・トキワマンサワ ・オリーブ ・ブルーベリー ・コニファー類]	[基本装備] 倉庫・納屋 パイプハウス 灌水施設 トラクター トラック 動力噴霧機 フロントローダ [技術水準等] ○ 10種以上の樹種を組み合わせることで、作業労力の分散を図ると共に、単価変動のリスクを軽減する ○ コンテナ栽培に適応する樹種を組み合わせ、労力配分と土地利用の効率化を図る ○ 販売・流通は卸業者との取引が主体	○ 簿記記帳により家計と経営の分離を図る ○ 施設等への投資および多くの資材費が必要となる。そのため、計画的な販売と経営管理を徹底	家族労働力 2人 雇 用 643時間 農繁期には雇用労力を活用

農業経営指標の例 19

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
シクラメン + 花木鉢物 (ハイドランジア)	[経営規模] 自作地 40 借地 [作付面積] シクラメン 40 花木鉢物 40 (ハイドランジア)	[基本装備] 倉庫・納屋 硬質フィルムハウス ガラス温室 二重カーテン 暖房機 底面吸水装置 灌水施設 動力噴霧機 トラック 軽トラック フロントローダ 土壌消毒機 [技術水準等] ○シクラメンを主体とし、裏作と併せて施設を利用する ○灌水労力を軽減するため、底面給水装置を設置 ○夏季は、高温抑制のため寒冷紗と不織布を張る ○シクラメンの出荷は11月～12月に限定	○農作業日誌による生産・販売管理と分析 ○パソコンによる簿記記帳と労務管理を実施	家族労働力 3人 雇用 1,008時間

農業経営指標の例 20

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
ナシ	[経営規模] 自作地 200 借地 [作付面積] ナシ 200	[基本装備] 倉庫・納屋 トンネル施設 果樹柵 防が灯 トラック スピードスプレー 草刈機 乗用 [技術水準等] ○トンネル栽培と露地栽培を組み合わせる ○品種と作型の組み合わせにより、労働競合を緩和 ○農協部会で共同販売	○農作業日誌による生産・販売管理と分析 ○簿記記帳により家計と経営の分離を図る ○パソコン簿記による経営管理	家族労働力 2.5人 雇用 1,530時間 摘果と収穫作業時期は、雇用労力を活用

農業経営指標の例 21

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
ブドウ	[経営規模] 自作地 200 借地 [作付面積] ブドウ 200	[基本装備] 倉庫・納屋 トンネル施設 果樹柵 パイプハウス スปีトスプレー 軽トラック トラック 草刈機 乗用 [技術水準等] ○ 販売期間の拡大を図るため、いくつかの作型を組み合わせる ○ 販売は、農協部会の共同販売と直売所での対面および宅配による個人販売	○ 農作業日誌による生産・販売管理と分析 ○ 簿記記帳により家計と経営の分離を図る ○ パソコン簿記による経営管理と分析	家族労働力 3人 雇用 1,274時間

農業経営指標の例 22

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
カキ	[経営規模] 自作地 300 借地 [作付面積] カキ 300	[基本装備] 倉庫・納屋 果樹柵 トラック スปีトスプレー 軽トラック 草刈機 乗用 粗皮剥ぎ器 冷蔵カキシール機 [技術水準等] ○ 西村早生は反射マルチにより出荷を前進化 ○ 冷蔵用富有は平棚栽培を導入し、作業の効率化と品質安定を図る ○ 農協部会による共同販売	○ 農作業日誌による生産・販売管理と分析 ○ パソコンによる簿記記帳と労務管理を実施	家族労働力 3人 雇用 1,075時間 摘蕾、摘果、収穫時に雇用を活用する

農業経営指標の例 23

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
カキ + イチジク (とよみつひめ)	[経営規模] 自作地 290 借地 [作付面積] カキ 270 イチジク 20 (とよみつひめ)	[基本装備] 倉庫・納屋 果樹柵 予冷库 防風施設 トラック 軽トラック スピートスプレー 運搬車 動力噴霧機 草刈機 乗用 粗皮剥ぎ器 冷蔵カキシール機 [技術水準等] ○カキは平棚栽培を導入し、作業の効率化と品質安定を図る ○カキは労力配分を考慮し、早秋以降の品種を栽培 ○イチジクはとよみつひめを導入し、一文字整枝を行う ○イチジクは予冷库による鮮度保持を図る	○農作業日誌による生産・販売管理と分析 ○簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族労働力 3.5人 雇用 112時間 摘蓄、収穫時期を中心に雇用を活用

農業経営指標の例 24

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + 酪農 + 飼料作物	[経営規模] 自作地 300 借地 100 [経営規模] 水稻 200a 酪農 50頭 飼料作物 500a	[基本装備] つなぎ飼い畜舎 パイプライン ロールベアラ トラクター コンバイン トラック [技術水準等] ○トラクター以外の飼料作物生産機械は、数戸と共有 ○乳用牛検定組合に加入し、生産性向上を図る ○水稻の乾燥・調整をカントリーへ委託	○パソコンによる給餌内容や個体の管理と分析 ○簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族労働力 3人 雇用 200時間 酪農ヘルパーを活用し、休日を確保する

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に久留米市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、久留米市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

農業経営指標の例 1

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + 麦 + 大豆	[経営規模] 自作地 150 借地 600 [作付面積] 水稻 450 麦 750 大豆 300	[基本装備] 倉庫・納屋 トラクター 田植機 コンバイン ブロードキャスタ カルチベータ 軽トラック トラック 播種機 水稻播種機 弾丸暗渠 乗用管理機 畦塗り機 [技術水準等] ○ 全量JA出荷 ○ 水稻、麦類の乾燥調整はカントリー利用 ○ 大豆収穫を生産組織に委託、調整はJA委託 ○ 水稻の病虫害防除は無人ヘリ委託 ○ 麦類・大豆の病虫害防除および除草は乗用管理機により実施	○ パソコン簿記による経営管理 ○ 簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族労働力 1.5人 雇 用 0時間

農業経営指標の例 2

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
イチゴ + 水稻 + 麦	[経営規模] 自作地 75 借地 [作付面積] イチゴ 15 水稻 45 麦 50	[基本装備] 倉庫・納屋 パイプハウス 予冷库 暖房機 電照施設 トラクター [技術水準等] ○ イチゴは株冷等を活用し、作型を分散する ○ 水稻の主要作業は組織へ委託し、乾燥・調整はカントリーへ委託	○ 農作業日誌による生産・販売管理と分析 ○ 簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族労働力 2人 雇 用 0時間

農業経営指標の例 3

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + トマト	[経営規模] 自作地 70 借地 [作付面積] 水稲 48 トマト 20	[基本装備] 鉄骨補強型パイプハウス パイプハウス 灌水施設 暖房機 二重カーテン 倉庫・納屋 トラクター カルチベーター 動力噴霧機 軽トラック [技術水準等] ○土づくりと接ぎ木栽培により連作障害を回避 ○苗の購入により育苗の省力化 ○マルハナバチの導入によりホルモン処理を省力化 ○トマトは農協部会による共選共販 ○水稲の主要作業は組織へ委託し、乾燥・調整はカントリーへ委託	○農作業日誌による販売・生産管理 ○複式簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族労働力 2人 雇 用 0時間

農業経営指標の例 4

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + キュウリ	[経営規模] 自作地 150 借地 [作付面積] 水稲 125 キュウリ 20	[基本装備] 倉庫・納屋 鉄骨補強型パイプハウス 暖房機 トラック 軽トラック トラクター ポンプ 自動防除機 管理機 [技術水準等] ○キュウリは共同選果、共同販売 ○苗の購入により育苗の省力化 ○害虫防止対策として、ハウスサイド等の開口部に防虫ネットを設置 ○水稲の主要作業は組織へ委託し、乾燥・調整はカントリーへ委託	○農作業日誌による販売・生産管理 ○簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族労働力 3人 雇 用 0時間

農業経営指標の例 5

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + ダイコン + カブ	[経営規模] 自作地 100 借地 75 [作付面積] 水稻 100 ダイコン 100 カブ 75	[基本装備] 倉庫・納屋 トラクター トラック 軽トラック 運搬車 深耕ロータリ 播種機 ひげ取り機 ダイコン洗浄機 カブ洗浄機 動力噴霧機 コンベアー サブソイラー ライムソワ [技術水準等] ○調整作業は個人毎に行い、共同出荷販売 ○堆肥投入による土作りを徹底	○農作業日誌による生産・販売管理と分析 ○簿記記帳により家計と経営の分離を図る ○計画的な機械更新	家族労働力 3人 雇用 0時間 機械利用を行い、作業労力の軽減を図る

農業経営指標の例 6

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + 麦 + ホウレンソウ	[経営規模] 自作地 125 借地 50 [作付面積] 水稻 100 麦 100 ホウレンソウ 75	[基本装備] 倉庫・納屋 トラクター 管理機 動力噴霧器 軽トラック [技術水準等] ○個別選別共同出荷 ○排水対策を徹底する ○水稻の主要作業は組織へ委託し、乾燥・調整はカントリーへ委託	○農作業日誌による生産・販売管理と分析 ○簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族労働力 2.5人 雇用 0時間

農業経営指標の例 7

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + リーフレタス	[経営規模] 自作地 100 借地 50 [作付面積] 水稲 60 リーフレタス 150	[基本装備] 倉庫・納屋 パイプハウス 予冷庫 トラクター 管理機 トラック 動力噴霧機 ポンプ [技術水準等] ○ 農協部会による共同販売 ○ 計画的作付けと品種の組み合わせにより、安定出荷を実施 ○ 11月下旬～3月はトンネル栽培 ○ 水稲の主要作業は組織へ委託し、乾燥・調整はカントリーへ委託	○ 農作業日誌による生産・販売管理と分析 ○ 簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族労働力 2人 雇用 0時間

農業経営指標の例 8

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + サラダナ	[経営規模] 自作地 75 借地 [作付面積] 水稲 50 サラダナ 20	[基本装備] 倉庫・納屋 鉄骨ハウス 灌水施設 パイプハウス トラクター ポンプ 管理機 マルチャー 動力噴霧機 予冷庫 軽トラック 土壌消毒機 野菜包装机 [技術水準等] ○ ハウスを利用した周年栽培で、定植～収穫を年6回程度繰り返す ○ 予冷庫を設置し鮮度保持を図る ○ 土壌病害虫対策として年3回程度土壌消毒を行う ○ 農協部会による、共同販売 ○ 水稲の主要作業は組織へ委託し、乾燥・調整はカントリーへ委託	○ パソコン簿記による経営管理 ○ 簿記記帳により家計と経営の分離を図る ○ 農作業日誌による生産・販売管理と分析	家族労働力 2人 雇用 0時間

農業経営指標の例 9

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + ネギ(施設)	[経営規模] 自作地 75 借地 [作付面積] 水稻 50 ネギ 25	[基本装備] 倉庫・納屋 パイプハウス 灌水施設 予冷库 トラクター 軽トラック 播種機 動力噴霧器 [技術水準等] ○ 雨よけハウスによる周年生産 ○ 各ハウスに頭上灌水施設を設置 ○ 周年安定出荷が出来るように、播種は細かく分割して行う ○ 農協部会による、共同販売 ○ 夏季は予冷库を利用して、品質保持に努める ○ 水稻の主要作業は組織へ委託し、乾燥・調整はカントリーへ委託	○ パソコン簿記による経営管理 ○ 簿記記帳により家計と経営の分離を図る ○ 農作業日誌による生産・販売管理と分析	家族労働力 3人 雇用 0時間

農業経営指標の例 10

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + ニラ	[経営規模] 自作地 100 借地 [作付面積] 水稻 50 ニラ 35	[基本装備] 倉庫・納屋 パイプハウス 予冷库 灌水施設 トラクター 軽トラック トラック 動力噴霧機 移植機 数戸で共同利用 管理機 [技術水準等] ○ 全自動の移植機を利用し、定植作業の省力化を図る ○ 11月～4月まで、内張カーテンによる2重被覆で保温栽培を行う ○ 冬ニラと夏ニラの2作型で、周年生産を行う ○ 品質保持のため、収穫～出荷までの間は個人の保冷库で品質を保持する ○ 個別調整、一部共同包装し、共同販売 ○ 水稻の主要作業は組織へ委託し、乾燥・調整はカントリーへ委託	○ 農作業日誌による生産・販売管理と分析 ○ 簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族労働力 3人 雇用 0時間

農業経営指標の例 11

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + ミズナ	[経営規模] 自作地 75 借地 [作付面積] 水稲 50 ミズナ 25	[基本装備] 倉庫・納屋 パイプハウス 灌水施設 軽トラック 予冷库 トラクター 動力噴霧機 播種機 管理機 [技術水準等] ○ビニルハウスの周年栽培で、年7回の作付け ○ハウスサイドには防虫ネットを張り、ヨトウムシ等の侵入を防ぐ ○夏季は予冷を行い、品質保持に努める ○農協部会による個別選果・共同販売 ○水稲の主要作業は組織へ委託し、乾燥・調整はカントリーへ委託	○パソコン簿記による経営管理・分析 ○簿記記帳により家計と経営の分離を図る ○農作業日誌による生産・販売管理と分析	家族労働力 3人 雇用 0時間

農業経営指標の例 12

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + コマツナ	[経営規模] 自作地 75 借地 [作付面積] 水稲 50 コマツナ 25	[基本装備] 倉庫・納屋 パイプハウス 灌水施設 軽トラック 予冷库 トラクター 動力噴霧機 播種機 [技術水準等] ○ビニルハウスの周年栽培で、年7回の作付け ○夏季は予冷を行い、品質保持に努める ○個別選別、共同販売 ○水稲の主要作業は組織へ委託し、乾燥・調整はカントリーへ委託	○パソコン簿記による経営管理 ○簿記記帳により家計と経営の分離を図る ○農作業日誌による生産・販売管理と分析	家族労働力 2人 雇用 0時間

農業経営指標の例 13

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + シュンギク	[経営規模] 自作地 75 借地 [作付面積] 水稻 50 シュンギク 20	[基本装備] 倉庫・納屋 パイプハウス 灌水施設 予冷库 トラクター ポンプ 動力噴霧機 [技術水準等] ○ ハウスを利用した周年栽培で、定植～収穫を年6回程度繰り返す。 ○ 予冷库を利用し、鮮度保持に努める ○ 個別選別、農協部会による共同販売 ○ 水稻の主要作業は組織へ委託し、乾燥・調整はカントリーへ委託	○ 農作業日誌による生産・販売管理と分析 ○ 簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族労働力 2人 雇用 0時間

農業経営指標の例 14

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + 麦 + アスパラガス (2年目以降)	[経営規模] 自作地 165 借地 [作付面積] 水稻 125 麦 150 アスパラガス 15	[基本装備] 倉庫・納屋 トラクター 田植機 コンバイン ブロードキャスタ カルチベータ 軽トラック トラック 播種機 乗用管理機 予冷库 パイプハウス 管理機 [技術水準等] ○ 同一株から8年～10年収穫する ○ 収穫は2月～10月まで行う ○ 低温期には保温のため2重被覆を行う ○ アスパラガスは農協部会で共同選別、共同販売を行う ○ 収穫盛期には、雇用労力を活用する ○ 水稻・麦の乾燥・調整はカントリーへ委託	○ 農作業日誌による生産・販売管理と分析 ○ 簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族労働力 1人 雇用 0時間

農業経営指標の例 15

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
パセリ	[経営規模] 自作地 50 借地 [作付面積] パセリ 35	[基本装備] 倉庫・納屋 パイプハウス 鉄骨ハウス 灌水施設 予冷庫 トラクター 動力噴霧機 軽トラック ワゴン トラック [技術水準等] ○冬春出し作型と夏秋出し作型を組み合わせ、周年出荷を行う ○安定生産のため、補強タイプのパイプハウスを用いる ○灌水作業の省力化のため灌水施設を設置 ○梅雨明けから9月中旬までは、寒冷紗を展張りし、温度上昇を抑制 ○予冷庫により鮮度保持を図る ○個別選別共同販売	○農作業日誌による生産・販売管理と分析 ○簿記記帳により家計と経営の分離を図る ○パソコン簿記による経営管理	家族労働力 2人 雇用 0時間

農業経営指標の例 16

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + キク	[経営規模] 自作地 80 借地 [作付面積] 水稻 60 キク 20	[基本装備] 倉庫・納屋 パイプハウス 二重カーテン 灌水施設 電照施設 予冷庫 ポンプ トラクター 軽トラック 選花機 動力噴霧機 管理機 暖房機 [技術水準等] ○11月～1月出しの作型は自家育苗して定植し、夏秋キクは購入苗を直挿しする ○11月～1月出しは2度切り栽培 ○土壌消毒と土作りを徹底する ○個別選花、共同販売 ○水稻の主要作業は組織へ委託し、乾燥・調整はカントリーへ委託	○農作業日誌による生産・販売管理と分析 ○簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族労働力 2人 雇用 0時間

農業経営指標の例 17

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
緑化木 (コンテナ栽培) ・アベリア ・トキワマンサワ ・オリーブ ・ブルーベリー ・コニファー類	[経営規模] 自作地 40 借地 [作付面積] 緑化木 40 ・アベリア ・トキワマンサワ ・オリーブ ・ブルーベリー ・コニファー類	[基本装備] 倉庫・納屋 パイプハウス 灌水施設 トラクター トラック 動力噴霧機 フロントローダ [技術水準等] ○10種以上の樹種を組み合わせること で、作業労力の分散を図ると共に、単 価変動のリスクを軽減する ○コンテナ栽培に適応する樹種を組み合 わせ、労力配分と土地利用の効率化を 図る ○販売・流通は卸業者との取引が主体	○簿記記帳により家計と経 営の分離を図る ○施設等への投資および多 くの資材費が必要となる。 そのため、計画的な販売 と経営管理を徹底	家族労働力 1人 雇 用 0時間

農業経営指標の例 18

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
シクラメン + 花木鉢物 (ハイドランジア)	[経営規模] 自作地 20 借地 [作付面積] シクラメン 20 花木鉢物 20 (ハイドランジア)	[基本装備] 倉庫・納屋 硬質フィルムハウス ガラス温室 二重カーテン 暖房機 底面吸水装置 灌水施設 動力噴霧機 トラック 軽トラック フロントローダ 土壌消毒機 [技術水準等] ○シクラメンを主体とし、裏作と併せて施 設を利用する ○灌水労力を軽減するため、底面給水装 置を設置 ○夏季は、高温抑制のため寒冷紗と不織 布を張る ○シクラメンの出荷は11月～12月に限定	○農作業日誌による生産・ 販売管理と分析 ○パソコンによる簿記記帳と 労務管理を実施	家族労働力 3人 雇 用 0時間

農業経営指標の例 19

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
ナシ	[経営規模] 自作地 100 借地 [作付面積] ナシ 100	[基本装備] 倉庫・納屋 トンネル施設 果樹柵 防が灯 トラック スピードスプレヤ 草刈機 乗用 [技術水準等] ○トンネル栽培と露地栽培を組み合わせる ○品種と作型の組み合わせにより、労働競合を緩和 ○農協部会で共同販売	○農作業日誌による生産・販売管理と分析 ○簿記記帳により家計と経営の分離を図る ○パソコン簿記による経営管理	家族労働力 2.5人 雇用 0時間

農業経営指標の例 20

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
ブドウ	[経営規模] 自作地 100 借地 [作付面積] ブドウ 100	[基本装備] 倉庫・納屋 トンネル施設 果樹柵 パイプハウス スピードスプレヤ 軽トラック トラック 草刈機 乗用 [技術水準等] ○販売期間の拡大を図るため、いくつかの作型を組み合わせる ○販売は、農協部会の共同販売と直売所での対面および宅配による個人販売	○農作業日誌による生産・販売管理と分析 ○簿記記帳により家計と経営の分離を図る ○パソコン簿記による経営管理と分析	家族労働力 2人 雇用 0時間

農業経営指標の例 21

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
カキ	[経営規模] 自作地 150 借地 [作付面積] カキ 150	[基本装備] 倉庫・納屋 果樹柵 トラック スピートスプレー 軽トラック 草刈機 乗用 粗皮剥ぎ器 冷蔵カキシール機 [技術水準等] ○ 西村早生は反射マルチにより出荷を前進化 ○ 冷蔵用富有は平棚栽培を導入し、作業の効率化と品質安定を図る ○ 農協部会による共同販売	○ 農作業日誌による生産・販売管理と分析 ○ パソコンによる簿記記帳と労務管理を実施	家族労働力 2人 雇用 0時間

農業経営指標の例 22

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
カキ + イチジク (とよみつひめ)	[経営規模] 自作地 145 借地 [作付面積] カキ 135 イチジク 10 (とよみつひめ)	[基本装備] 倉庫・納屋 果樹柵 予冷库 防風施設 トラック 軽トラック スピートスプレー 運搬車 動力噴霧機 草刈機 乗用 粗皮剥ぎ器 冷蔵カキシール機 [技術水準等] ○ カキは平棚栽培を導入し、作業の効率化と品質安定を図る ○ カキは労力配分を考慮し、早秋以降の品種を栽培 ○ イチジクはとよみつひめを導入し、一文字整枝を行う ○ イチジクは予冷库による鮮度保持を図る	○ 農作業日誌による生産・販売管理と分析 ○ 簿記記帳により家計と経営の分離を図る	家族労働力 2人 雇用 0時間

農業経営指標の例 23

経営類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + 酪農 + 飼料作物	[経営規模] 自作地 150 借地 50 [経営規模] 水稻 100 酪農 25 飼料作物 250	[基本装備] つなぎ飼い畜舎 パイプライン ロールベアラ トラクター コンバイン トラック [技術水準等] ○トラクター以外の飼料作物生産機械は、 数戸と共有 ○乳用牛検定組合に加入し、生産性向上 を図る ○水稻の乾燥・調整をカントリーへ委託	○パソコンによる給餌内容 や個体の管理と分析 ○簿記記帳により家計と経 営の分離を図る	家族労働力 2人 雇 用 0時間 酪農ヘルパーを活用 し、休日を確保する

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

(目標年次は10年後)

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
面積のシェア：80%	

○効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目的等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の引受け手)の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、市町村は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

久留米市は、福岡県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、久留米市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

久留米市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成、確保に関する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 県営基盤整備事業が実施されている各地区においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。

イ 担い手の不足が見込まれる地域においては、農用地利用改善事業を検討し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で発生している遊休農地の解消に努める。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあつては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められるこ

と。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農業生産法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第7条に規定する農地中間管理機構が行う特例事業又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「政令」という。）第3条で定める者を除く。）は、次に掲げる全てを備えるものとする。
 - ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2） 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 久留米市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 久留米市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 久留米市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 久留米市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者及び認定新規就農者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、久留米市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 久留米市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②、③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 久留米市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内

容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

- ② 久留米市は、(5)の②、③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定促進事業等の調整が調ったときは、久留米市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 久留米市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定めるものがこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」という。)第16条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取り決め
- (エ) 賃貸期間の途中の契約終了時における違約金支払いの取り決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

久留米市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

久留米市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を久留米市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

久留米市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

久留米市は、(7)の⑥のイの規定による農用地の利用状況報告(規則第16条の2)があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

久留米市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 久留米市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人

の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

- ② 久留米市は次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- ③ 久留米市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を久留米市の掲示板に掲示することその他所定の手段により公告する。

- ④ 久留米市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

- ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業又は農地中間管理機構が行う特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、(公財)福岡県農業振興推進機構(以下「推進機構」という。)に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

- (1) 久留米市は、県下一円を区域として農地中間管理機構の特例事業(以下「特例事業」という。)を行う推進機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同推進機構が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 久留米市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

久留米市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1~数集落、大字、校区)とするものとする。ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落、大字、校区を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落、大字、校

区の一部を分割または除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を久留米市に提出して、農用地利用規程について久留米市の認定を受けることができる。

② 久留米市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 久留米市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を久留米市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規

約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（4）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 久留米市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（5）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（5）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（5）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、

当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 久留米市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導援助に努める。
- ② 久留米市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（推進機構）等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

久留米市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

久留米市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制や休日制の推進、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の4に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

青年農業者等育成センターや普及指導センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報の提供を行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組をつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 就農者に関する情報の共有と一貫した指導支援

久留米市は、福岡県農業大学校や普及指導センター、地域連携推進員、農業委員、指導農業者、農業協同組合等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容など、就農前後の状況等を共有するとともに、巡回指導の他、面接等を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組をつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために久留米市や関連団体が実施する研修会等への参加を促す。

ウ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、その他国の支援策を活用するとともに、経営力向上に向けたきめ細やかな支援を実施し、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については福岡県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては普及指導センター、農業協同組合、認定農業者や指導農業者、地域連携推進員等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

久留米市は、1から7までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 久留米市では、県営ほ場整備事業や農地耕作条件改善事業による農業生産基盤整備の促進、カントリーエレベーター、育苗施設、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の利用拡大を進め、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう努める。

イ 久留米市は県営集落基盤整備事業（西部地区：平成23年度～、東部地区：平成24年度～、北部地区：平成27年度～）を実施し、農村環境の整備、農村の活性化等を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 久留米市は、水田収益力強化ビジョン（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）第2の2に基づき策定される水田収益力強化ビジョンをいう。）の実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、営農組織や農地利用改善団体による集団的土地利用を行いつつ、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 久留米市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

（2）推進体制等

① 事業推進体制等

久留米市は、農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体等が当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、久留米市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、久留米市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成6年8月10日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成12年12月14日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成17年7月20日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年9月15日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成19年7月18日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成22年6月10日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、令和3年10月22日から施行する。

別紙1（第5の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条の6第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号に掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年、6年又は10年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年、6年又は10年とすることが相当でないと認められる場合には、これと異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約しようとする場合には相手方の同意を要する旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第 52 条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの で定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成 13 年 3 月 1 日付け 12 経営第 1153 号農林水産事務次官通知)第 6 に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1 の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの で定め た場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき米市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。 出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権移転を受けた農業生産法人の取締役又は理事は所要の手続を経て設立又は変更の登記を行うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>